

平成29年5月26日

各位

三井住友信託銀行株式会社

### 「家族おもいやり信託〈積立投資・一括交付型〉」の取扱開始について

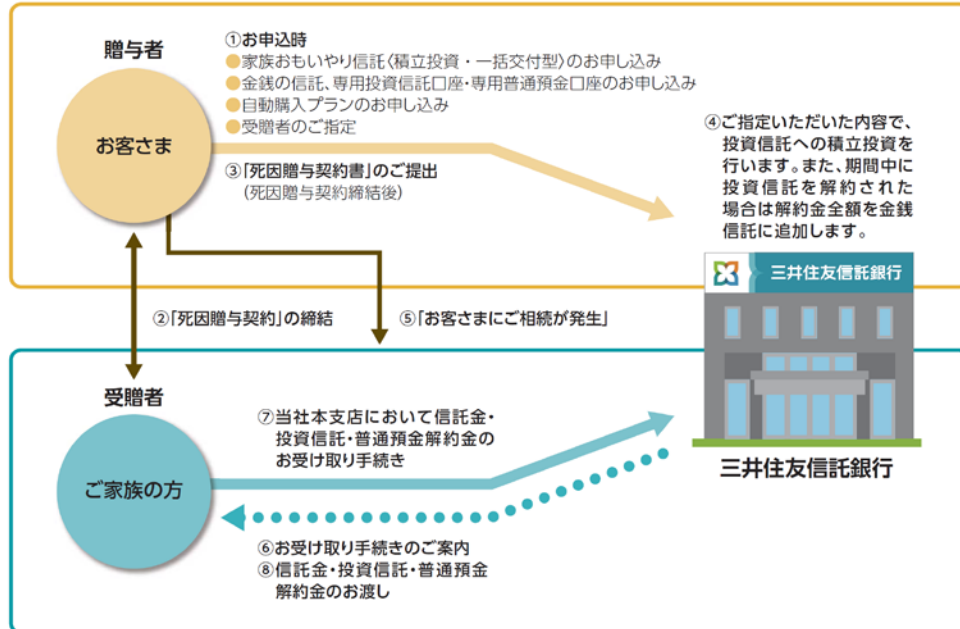
三井住友信託銀行株式会社（取締役社長 橋本 勝、以下「当社」）は、新商品「家族おもいやり信託〈積立投資・一括交付型〉」の取り扱いを平成29年5月29日（月）より開始いたします。

当社は、平成25年より、ご自身の相続に備え、お客さまのご家族を「想うところ」をサポートする信託商品「家族おもいやり信託」シリーズの取り扱いをしております。

「家族おもいやり信託〈積立投資・一括交付型〉」は、これまでは実現できていなかったお客さまの「運用ニーズ」にお応えする機能を追加した、同シリーズの新商品です。

本商品の特徴は以下の通りです。

- お申込時に、お客さまとご家族さまとの間で死因贈与契約をご締結いただきます。
- お申込金を金銭信託にお預かりし、投資信託へ5年間（毎月1回）の積立投資を行います。積立投資により、時間分散を図りリスクを抑えてご家族に遺すご資金を運用いただけます。
- ご相続発生時のお受取方法は、（1）投資信託をご家族に交付する方法、（2）投資信託を解約して金銭をご家族に交付する方法、（3）投資信託と金銭を併用してご家族へ交付する方法、のいずれかを、お客さまにご選択いただくことができます。



当社は、本邦唯一の専門信託銀行グループとして、お客さま本位の業務運営の下で、多様化・複雑化するお客さまのニーズにお応えできるよう、今後も、新しい商品の開発、一層のサービスの充実を目指してまいります。

以上

## ＜家族おもしろ信託（積立投資・一括交付型）の商品概要＞

ご利用いただける方	国内居住の成年のお客さま
お申込金額	120万円以上 600万円以下（60万円単位） ご契約後の追加入金はできません。
ご契約期間	死因贈与契約書を当社にご提出いただいた後、お申込金を金銭信託に入金することによりご契約が成立します。 ご契約期間は、ご契約成立の日から契約終了日（相続発生により受贈者さまへ投資信託等のお渡し完了した日など）までとします。
積立投資金額・期間	毎月20日（銀行休業日の場合には前営業日）に金銭信託を一部解約し、毎月21日（銀行休業日の場合およびファンド休業日の場合には翌営業日）に投資信託の買付けを行います。 お申込金額を60で割った金額（1万円単位）で投資信託への積立投資を行い、積立期間は5年間（積立回数60回）とします。
投資信託の解約	投資信託を解約した場合、解約金全額を金銭信託に追加入金します。
受贈者のご指定	お客さまの法定相続人の中からお一人ご指定いただきます。 国内居住の成年の方に限ります。
手数料	〈お申込手数料〉 21,600円（税込） 〈投資信託にかかる費用〉 ファンド毎に所定の申込手数料・信託報酬がかかります。 〈金銭信託の信託報酬〉 信託金を運用した収益から、信託元本と予定配当率に基づき計算してお支払いする収益金総額等を差し引いた金額を運用報酬として収受します。